

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 29 年度 第 1 回臨時  
3 月 15 日（木）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 3 月 15 日に教育委員会第 1 回臨時会を招集した。

1 開催日時 平成 30 年 3 月 15 日（火） 開会 13 時 30 分  
閉会 16 時 10 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 斉 藤 行 雄  
委 員 渡 邊 靖 乃  
委 員 藤 井 明  
委 員 加 藤 百合子

事務局（説明員） 鈴木 一 吉 教育次長  
松 井 和 子 教育監  
水 元 敏 夫 理事（人材育成担当）  
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長  
福永 秀 樹 理事兼健康体育課長  
赤堀 健 之 教育政策課長  
木野 雅 弘 財務課長  
南谷 高 久 福利課長  
宮崎 文 秀 義務教育課長  
小野田 裕 之 高校教育課長  
山崎 勝 之 特別支援教育課長  
山本 知 成 社会教育課長  
赤石 達 彦 文化財保護課長  
石川 誠 静岡教育事務所長  
山田 泰 巳 静岡西教育事務所長  
河原崎 全 中央図書館長  
塩崎 克 幸 総合教育センター所長  
織田 敦 高校教育課人事監  
後藤 祐 介 教育総務課人事班主査

#### 4 その他

（1）第 44、45、46、47、48、49 号議案は、原案どおり可決された。

##### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会臨時会を開催する。1 月 25 日の議事録は各委員が事前に確認の上、承認しているので朗読は省略する。今回の議事録の署名は、私のほか、加藤委員にお願いする。

##### 【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第 46、47、48、49 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 46、47、48、49 号議案は非公開とする。今回は公開案件から審議する。

#### 第 44 号議案 「本とともにだち」静岡県子ども読書計画－第三次計画－の策定

教 育 長： 第 40 号議案「本とともにだち」静岡県子ども読書計画－第三次計画－の策定」について、山本社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： 本が楽しいと思えることが肝だと思うので、国語の授業とどのように組んでいくのかが重要だと思う。

社会教育課長： 読書は習慣であるので、小学校あるいは就学前の段階で読書の楽しさを植えつけることは重要である。そういった意味では親の姿勢は大切である。今回、柱のひとつとして親子読書の大切さを特に示している。「本とともにだち」を活用して子どもたちが興味を示すような本を紹介して、本が楽しいということを知ってもらえる取組をしたい。

教 育 長： 小中学校では 100 パーセントに近い割合で読書の時間を設けている。

渡 邊 委 員： 静岡県 P T A 連絡協議会で絵本作家の宮西達也氏が講演をしていただいた。絵本をパワーポイントに落として読み聞かせをしながら、読書の楽しさ、豊かな感受性を育みましょうという話をいただいた。受講している方たちは P T A 会長をしているお父さんが多かった。帰りのバスの中で、「子どもの絵本がこんなに面白いとは」「これなら私にも読み聞かせができそうだ」とかの会話がよく聞かれた。県内出身、県内在住の絵本作家にアンバサダーをやってもらい、絵本の楽しさを地域に伝える取組ができれば理想的だと思う。

藤 井 委 員： 「読書県しずおか」という言葉の定義であるが、ここにある「県民一人一人が生涯を通じて読書を楽しむ習慣に確立」が定義づけとなっているのか。

社会教育課長： そうである。

藤 井 委 員： 概要の 1 「本とともにだち」プランの内容に、策定に当っては、乳幼児期及び中高生における読書活動の推進とある。小学校をあえて抜いたのか。

社会教育課長： 中高生段階になると本を読まない子が増えてくるので、そこを重点的に取り組んでいきたい。また、幼児期については〇〇が大事だということでそこを重点的にやっていきたい。よって、小学校が大事でないというわけではない。

藤 井 委 員： あえて省く必要はないと思う。統計の数値が違ってもいいが、あえて小学校を外すことに違和感がある。

渡 邊 委 員： 小学校の取組が行き渡っている状況があるので、外国語授業に朝読書

の時間が奪われないようにするなどの後押しがあってもよい。外国語授業は別に時間を確保すればよい。

齊藤委員： 私は書籍に関する仕事をしているのでこの計画はしっかり読ませてもらった。とてもよい取組だと思う。小学校における読書時間の確保実施率が100パーセントであり、静岡県は先進的である。また「読書県しずおか」は10数年継続しているのでそれを維持してほしい。小学校では読書に関心を持つ子が増えてきているが、中学校で大幅に減ってしまう。その理由がスマホである。ゲームやSNS、ユーチューブで時間が取られてしまい、本を読む時間がなくなってしまう。また、親も読書をしなくとも直接、成績につながるわけでないという意識となってしまう。その点をほぐしてやらなければならないと思う。スマホも有益な部分もあるが時間を奪われてしまう。ビブリオバトルについて、静岡県でも数年前から行っている。毎年、浜松市立高校のビブリオバトルを観に行っているが、浜松市立高校は3年連続で県大会で優勝している。1年生10クラスがそれぞれ発表するのだが、よく本を読み込んでいるなという印象である。また、プレゼンが上手いので、発表した10冊を全て読みたくなってしまう。単に読書ということだけでなく、これからの高校生に求められるプレゼン能力や知識を総合的に高めて、人を説得する能力などを高めるのに非常に役に立つものだと思う。ここに20校とあるが、県立高校の学校数を考えるとまだまだ足りない。

教育監： 国語の授業の中でビブリオバトルをやる学校もある。授業の中でも工夫してできることはある。

藤井委員： 私もほとんど本は読まない。そんな私が言うのも憚られるが、10ページの本でも500ページの本でも読む本は何でもよいと思う。読書、読書というたくさん読まなければならないというプレッシャーを感じる子どももいると思う。活字と児童生徒の距離をいかに縮められるかという観点から、教育監から紹介のあったように授業の中で取り上げるとか、工夫を凝らした授業を展開することによって、結果的に読書をする子どもたちが増えてくるのではと思う。活字の中に広がる違った世界があるということを経験には受け止めてもらいたい。

渡邊委員： 中学高校の図書室となると絵本は配架しなくなってしまうのか。

理事（人材育成）： 高校にも配架している。

渡邊委員： 受験勉強で疲れた心を癒す絵本があってもよい。

齊藤委員： 図書館には資料となる書籍が多くあるので、図書館を活用すると勉強ははかどる。しかし、学校の図書室にある本は古く更新されていない。ボロボロの古い本は読む気にならない。

藤井委員： そうであるとデジタル化ということも考えられる。場所をとらずに最新のものを見ることができる。

齊藤委員： 松井教育監が以前いた高校の図書館は雨漏りがひどかった。

教育長： 昔、大学生を連れて本屋にいて学生が読みたい本を選ばせて購入し、配架しておいたら結構読むようになった。図書館司書が選ぶ本だと学

生感覚とずれがあるようである。

教 育 監： 高校でも図書委員が選定し書店へ行って購入している。各学校とも新刊本を配架するようになっている。

藤 井 委 員： 図書室を学校単位で充実させるには予算や対応するスタッフなど限界がある。考え方のひとつとして学区域の中で極めて充実した図書室を設けて、興味のある生徒が通うことができる交流があってもよいのではないかと思う。学校間の距離の問題など色々であろうかと思うが、学校単位での整備にこだわっているとおのずと限界が見えてしまう。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 44 号議案を原案のとおり可決する。

#### 第 45 号議案 平成 30 年度組織改編に係る関係規程の改正

教 育 長： 第 45 号議案「平成 30 年度組織改編に係る関係規程の改正」について、渋谷教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 教育部長の管轄責任はこの破線で囲んだ部分が全てということか。

教育総務課長： そうである。

藤 井 委 員： 教育部長と理事（総括担当）は、どういった役割分担となるのか。

教育総務課長： 教育部長と理事（総括担当）はラインになっている。教育長が最終的な決裁権者となるが、現状、教育長が担っている決裁案件をある程度教育部長決裁とする。その教育部長の下で決裁権者が理事（総括担当）となるので、理事（総括担当）が決裁をしなければ業務が進まないという立場になる。

藤 井 委 員： 理事（総括担当）の権限もこれまでが見直され、新たに権限付与されるということか。

教育総務課長： そうである。

加 藤 委 員： 「教育部」という名前について、管理運営部とか、もっと分かりやすい名前であったら誤解がなかったのではと思う。

教育総務課長： 他県では「教育庁」と呼んでいるところもある。静岡県内では、静岡市が教育委員会の中に教育局を設けている。また、静岡市では県庁で言うところの「部」を「局」と呼んでいる。浜松市は学校教育部を教育委員会の中に作っている。知事部局は「部」で呼称しているが、その「部」との違いは明確にしていきたいと思う。俗にいう「部局長」と並列になるということを知りやすくした。この「教育部」という呼称が知事部局の「部」と混同して分かり難いということを先の県議会でも御指摘を受けている点であるが、あくまでも教育委員会内に「部」を作って、教育委員会内の事務効率を高めるための組織改編となる。

- 藤井委員： この改正が行われる前に教育長が担っていた業務を 100 とした場合、この改正によってどの程度の負担軽減がされるのか。どの程度のイメージなのか。
- 教育総務課長： 例えば県議会の質疑答弁であるが、教育委員会は質問が非常に多く、年間 80 本以上ある。それが教育長と教育部長で概ね半分ずつとなる。週休日の参加行事も教育長から教育部長に移行できるものは振り分ける。その点もかなりの割合で分担しようと考えている。日常の決裁業務も教育部長決裁で済むように見直していく。
- 藤井委員： これまで教育次長は楽をしてきたということか。悪い意味でなく、仕事の量が急激に増えたり減ったりしている訳でないと思う。
- 教育次長： 本来は地教行法が改正となったタイミングでこのような措置が取られていなければならなかった。それが遅れてしまったということである。教育長は副知事とどうレベルの職域であり、議会の承認を経て選出されている方である。責任者としての位置付けを明確にする意味でも今回の組織改正となる。
- 渡邊委員： 先日の県P連の大会に教育次長が出席いただいたが、受け取る側は代理の方が出席してきたというイメージを持ってしまっている。教育部長が出席しているからといって教育長の代理ではないことが分かるように対外的に説明できるとよい。
- 教育次長： これまで外部からの依頼文書は全て教育長宛で届いている。よって、私や教育監が出席する場合は代理ということにならざるをえない。これからは外部の各団体に教育部長というポストがあることを伝えて、事前の調整ができれば、最初から教育部長への依頼というかたちを取ることも可能かと思う。
- 教育長： 誤解が無いよう、そういった広報を進めてほしい。
- 藤井委員： 民間だと代表取締役社長と代表取締役副社長とか、代表取締役が何名もいる会社はたくさんある。そういった肩書きがあることによって、渡邊委員が言ったようなことは受け止め方が違ってくる。そういった意味でも支障がなければ「教育長代行 教育部長」とか、付してもいいと思う。その方が分かり易いし説明し易いと思う。教育部長って何ですか、と始めから説明しなければならなくなる可能性がある。「代理」と「代行」は全然違う。
- 教育総務課長： 世間的には静岡県はかなりのステータスがある。同じような職域であることを御理解いただけるように周知していく。
- 藤井委員： でも教育委員会の中の部長だと説明するのではないのか。そうすると即座に理解され難い。
- 教育長： 他に質疑等はあるか。
- 全委員： (特になし)
- 教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全委員： (異議なし)
- 教育長： 第 45 号議案を原案のとおり可決する。

## 報告事項1 教育行政CDP計画の策定

教 育 長： 報告事項1「教育行政CDP計画の策定」について、渋谷教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： このCDP計画の取組であるが、他県と比較してどの程度の進捗状況となるのか。

教育総務課長： このシステムを採用している県はほとんどないと思う。人事業務はほとんどの行政機関がブラックボックスの中である。市町によっては首長の意向で人事を行っているところもある。職員の意向を汲んで人事を行っているところは少ないと思う。このシステムを構築した背景は、人員削減の世の中にあって、職員のモチベーションを下げずにマンパワーを調整することを考えた時、職員の意向を最大限に尊重するというところにたどり着いた。

教 育 長： 海外ではどうなのか。

教育総務課長： システムは違うがこういった考え方は欧米の考え方である。欧米はやりたい仕事をやるのが当たり前でやりたくない仕事はやらないのが当たり前である。

藤 井 委 員： 35 ページに「専門コース別公募のコース一覧」がある。CDPでの希望が特定のコースに集中した場合、どうやってその希望をかなえてやることができるのか。また、希望がかなわずに他のコースに配属された人達ばかりが人気のないコースに集まってしまった場合の対策はあるのか。

教育総務課長： 例えば教育職だと学校現場に3分の2が配属される。そうであると3分の1しか外に出れないことになる。であれば3分の1のチャンスを平等に与えることを我々は考えなければならない。学校現場にいる時もそういったチャンスを前提に自分で申告が出来る努力をすることが必要である。例えば、学校現場で施設管理について私はこんなに経験も積んで勉強もしてきたので本庁の財務課に配属させてくださいという方がいれば、その方を優先的に配属させることをやっていく。

藤 井 委 員： 極端な例を挙げると、文化・教育コースを選択する人がゼロで観光・交流コースに人気殺到した場合、どのように対応するのか。

教育総務課長： 観光・交流コースに配属されることは難しくなる。

藤 井 委 員： その結果、文化・教育コースに配属される人が必ず出てくると思う。そうすると希望していない人だけになってしまう。

教育総務課長： そうならないために最初に配属された部署が以下に魅力的かを感じさせることが重要になってくる。

藤 井 委 員： それは分かるが、組織体制としてそういった現象が起こらないような組織体制になっていればよいが、果たしてそうなっているのか。

教育総務課長： 知事部局はこのシステムで10年間行っている。例えば医療・福祉コースを希望した職員は概ね希望がかなう。このシステムは希望する

専門分野を言うことができ、また、「どこでもよい」ということも選択できる。10年前よりも「どこでもよい」ということを選択する職員が多くなってきている。行きたい職場に行けないならどこでもよいという職員が少しずつ増えてきているので、その点は考えなければならない。

藤井委員： 40歳代以上は現状の職場で頑張ってもらいたいという説明であったが、やる気のある職員に対する柔軟な対応は可能なのか。

教育総務課長： 人事異動なので、その点に拘束はない。

藤井委員： 30歳代、40歳代での節目で考えるルールとなっているが、それ以外でもコースの変更はできるという柔軟性があるのか。

教育総務課長： 現状の30歳代、40歳代の職員は教育行政職員で採用されているので、そこまでフリーにはしていない。よって、基本は教育行政で頑張ってもらいたい。40歳代でも知事部局への交流ポストは少しある。

藤井委員： 最大限、希望はかなえていくということか。

教育総務課長： そうである。

斉藤委員： 先日、伊東委員が大学における事務職員も教育に携わる職員であるという意識をもって当ってほしいと言っていた。そういった意味でも中教審から、働き方改革の中間とりまとめの中に示されている。知事部局の職員の方も教育行政に携わるのであればそういった意識をもってほしいし、このCDP計画は教育行政職員のための計画である。

教育総務課長： 10年経つと20歳代が全員知事部局職員になってしまうので、この計画も10年で見直さなければならない。

藤井委員： CDP計画が今になってできることが不思議である。これはこれでよいがなぜ今までなかったのか。30歳台、40歳代で見直すということだが、10年というスパンは長すぎると思う。5年毎に中間見直しをして、必要であれば変えていく柔軟な体制が必要だと思う。

教育総務課長： 人事異動対象となった時、このキャリア調書は書き換えてもよい。面談も必ずやるようにしており、移動のタイミングで希望をいうことは出来る。ただし、能力の分析研修は30歳台と40歳代でしか行わない。研修は2日間かけて行う重い研修となる。

藤井委員： 人事異動方針があるが、整合性はとれるのか。

教育総務課長： 当然、整合性はとれている。

理事（人材育成）： この取組に対する期待度や成果について、各委員から御意見をいただいたところである。これは地教行法の改正や、本県においては教育委員会の在り方検討委員会が行われたということが端緒にはなっている。県立学校に勤務する事務職員、教育委員会事務局に勤務する事務職員をどのようにデベロップメントするかについてであるが、先ほど紹介のあった中教審の働き方改革は、県立学校を想定していない。小中学校のうちの中学校が対象である。よって、それぞれが描いているフォーカスが違う。静岡県には政令市を含めて35市町あり、新教育長に移行して総合教育会議も実施されているが、渋谷理事が説明したように、各教育委員会事務局がそのように変化しているかという現状



はそのようになっていない。市町教育委員会に配属されている職員と、学校現場の事務職員と行き来があるかという点と全くない。たかだか 10 名程度しかいない事務職員の市町でそこまで手が届いていないという現状がある。それぞれの市町が捉えている現状が違うので、このプログラムが市や町の階層性の中でどのような影響を与えていくのか。逆に人材育成として、そこまで我々が踏み込んでいくのか、5年 10年という渋谷理事からの説明に対し、藤井委員からももっと早いスパンでの成果という話もあったが、担当はそのあたりの課題意識は持っている。高校事務も大事であるが課題意識は小中学校事務の方が持っていると思う。

藤井委員： 先日の総合教育会議の中で、基本計画をどのように現場に浸透させて落とし込んでいくのかということが話題となったが、今の水元理事の話聞いて、市町教育委員会が学校現場にどの程度有効に作用していくのか心配である。この取組とは別であるが、基本計画は机上の計画でなく実際に実行していかなければならない。現場の先生や事務職員も理解し、自分達のことと受け止めて実行に移さなければならない。市町教育委員会から小中学校へと階層が多すぎて、計画が途中で薄れていくのではと懸念する。

教育長： 市町教育委員会の集まりで周知していかないとならない。

渡邊委員： 現場では県の事務職員が主導で市町の事務職員が与えられた仕事しかないという現状があると聞く。そのような現場ではよい教育行政は出来ないのでは、教育行政に関わる者としての理念の部分は、立場に関係なく同じように持っていてほしい。

教育長： 他に質疑はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項 1 を了承する。

## 報告事項 2 監査結果に関する報告

教育長： 報告事項 1 「監査結果に関する報告」について、木野財務課長より説明願う。

財務課長： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： それぞれの事案で、その後、こじれているケースはあるのか。

理事(人材育成)： 報告した案件の中には無い。

渡邊委員： 静岡東高校での傷害事件の発生について、母親の介護で起こったことであり介護で疲弊し暴力をふるってしまうことは、教員に限らず他のケースでもよくあることである。その後のケアはどうなっているのか。

高校人事監： 母親に水を飲ませる時、舌が出てしまうので、顎を上げる作業が暴力と取られてしまった。現在は完全介護の施設に移って当該教諭は様子を見に行く程度でよくなった。本人も自分が手を出すことによってそのようなことになってしまったことを理解している。

教 育 長： 他に質疑はあるか。  
全 委 員： （特になし）  
教 育 長： 報告事項 2 を了承する。

（会議の非公開）

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

**<非>第 46 号議案 教職員の懲戒処分**

**<非>第 47 号議案 教職員の懲戒処分**

**<非>第 48 号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公表

**<非>第 49 号議案 平成 30 年度教職員人事異動**

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成 29 年度第 1 回教育委員会臨時会を閉会とする。